

思想は、同時に翁の深厚なる大信念にして造次も忘るるなし。されば安政四年筑前黒田侯其の人格を慕ひ、禮を厚うして聘せんとしたれども應せず。後福山加賀兩侯も亦等しく聘徴するも應せず、廉明寡慾専心著述に努め素志成るの曉之を天朝に奉獻せんことを以て畢生の目的とせり。

重胤の學名は、其の在阪時代に於て既に近畿地方を風靡せり。故を以て書肆門生より其の著述の上梓を請ふもの多し。乃ち近世名家歌集七卷と詞之捷徑五卷和歌初學八卷等を刊行す、共に世に行はれ、殊に和歌初學の如きは、歌道研究者の好伴侶として今尙世人に推奨せらる。然れども重胤の素志は決して普通歌文の研究にあらず、皇典を講述して建國の精神を究明し、神代の聖跡を闡明して皇道を恢宏せんとするに在り。故を以て常に門生を誡めて曰く「敬神尊皇は我國建國の大本なり、日本臣民たるものは須らく此の國體を會得し、以て日本魂を鞏固にし皇恩の萬一に酬い奉るべし、而してこの大義を明にするには神典の講究に待たざるべか

らず」と、乃ち嘉永元年十月稿を起して延喜式祝詞講義二十三冊中臣壽詞講義六冊の講述に着手し滿五年にして功を終へ、尋て嘉永七年正月更に日本書紀傳の編述に着手し、寢食を忘れて滿腔の心血を澆ぐ。同書卷四跋文に曰く「右嘉永七甲寅年二月七日始之于時墨夷之騷動幕府之薄弱實是未曾有之珍事也於是予志益固而日夜無怠戰々兢々以上爲朝廷下爲萬世綴此書而聊充塞夷賊屠奸吏之役云爾即四月六日也」

文久元年幕府朝廷に懇請して皇妹和宮の降嫁を請ひ、其の十月御東下の事定るや海内の志士爲に憤起し、種々の流言を放ちて之が阻止を計る、曰く「幕府廢帝の企あり、其の調査を某國學者に下命せり」と。重胤亦之を信じ同書第二十九卷に書して曰く、

予此の卷を書始めたるは文久元年酉年八月二十五日なり、頃間黠虜に與して天朝を蔑する奸吏朝に充ち野に滿ちたり（中略）皇祖天神重胤が手を借りて此の

筆鋒を比々良木の八尋梓として然る不臣の者を筆誅せさせ給ふ運に至れるにや云々。

以上僅々一二の例に徴するも、よく其の識見と抱負とを窺ふに足らん。而して重胤の經歷中看過すべからざるは、其の足跡殆んど海内に普き一事なりとす。これ其の著述に際し、参考書の搜索と古蹟の踏査とは半面の重要事たりしを以てなり。是によりて神世の聖跡を探り、古社の興廢を見、言語を研究し風俗を参考し、或は後人附會の爲神蹟古傳の湮滅せるを察し、或は常人の平凡視せる口碑中にも眞理の含蓄せるものあるを發見し、以て悉く日本上代史の研究に資せり。重胤己に多年皇典を研鑽して識見該博、加ふるに實地踏査の知識を以てす。其の講述に根底ある宜なりと謂ふべし。

文久三年正月林亨一と相伴うて京に上り賢所を拜し御目太御菓子等の恩賜に接して感泣の餘、

大君のあとのまにまに天地と仕へ奉らんいやとことほに
と詠じ、又歌奉れとの詔畏みて、

千萬の國の夷の耳きりて山つくらばや武藏野の原

と詠進して御盃と御扇を賜り、畏くも御簾をかかけて謁を賜ふ。又曾て大楠公を詠じて曰く、

天が下萬代までの君臣の道のしるべと仰ぐ君かな

と。重胤の心事は此の一首によりても窺ふべく、至る所に其の思想を鼓吹し、常に門人を誡めて君臣の大義を遂行すべき所以を教へたり。されば自ら幕府の忌諱する所となり、危険に類すること屢なりしは、

君を思ふ心の爰に至るまで身の危さぞ果なかりける

といふ。上京當時の述懐に徴しても知るを得べし。

時恰も將軍家茂上洛して主上を拜せんとす。海内の志士京師に雲集し、將軍を擁

して攘夷の實行を迫らんとするの策あるに際し、會津藩主松平容保守護職として京都に在り、頻に刺客を放ちて反幕の徒を糺彈し殺氣近畿の空を蔽へり、重胤も亦將軍の上洛を以て攘夷實行の機至るものと信じ、京都に在りて藤本鐵石松浦與八郎等と相往來し潜に世態をを觀察せり。然るに攘夷斷行の愈不可能なるものあるに伴ひ身邊の危険愈急なるを知り、意を決して京都を辭し、大和を巡見して江戸に歸る、此の年八月十五日黄昏翁を訪ふ者あり、松平山城守の使者なりと稱して面談を求む。重胤出でて之を迎ふ、豫て戸外にありたる伏賊二人忽然現れて不意に重胤を斬る。一子重兼時に十八、驚き出でて賊を討たんとして却つて傷つく、夫人住子重胤を掖けて室に入る、神色自若たれども命既に絶ゆ、惜むべし堂々たる一大雄編日本書紀傳は百四十七卷の大部を數へ、僅に神代の卷を終らんとして筆續かず、享年五十有二、大正八年十一月十五日特別大演習後の觀兵式を大阪城外に行はせらるるに當り、特旨を以て正五位を贈らる。

因に云ふ、我國古典の講究は本居宣長に古事記傳の大著あり、平田篤胤に古史傳の偉篇あり、共に我國古學の寶典たり。而して重胤の祝詞講議二十三冊と日本書紀傳百四十七冊とは實に是前人未發の大著にして、前二者と並稱すべきものなり。重胤以後日本書紀及古代史の研究に従事する者、多く範を日本書紀傳に採る、飯田武卿の日本書記通釋、敷田年治の日本書紀標註共に書紀傳の所説を幾多參酌し、重野博士の國史綜覽亦多く重胤の所説を引用せり。栗田寛博士は曾て國造本紀考を公にせり、是同博士が文久年間親しく重胤の教によりて編述する所たり。これ等の事實より見るも、重胤の古學上に於ける功績を察知し得べし。この二大著述は往年既に鉛槧に附して世に公にし、古代史研究家の珍とする所なり。是より先明治二十六年頃足立正聲宮内省諸陵頭たりし時、重胤にこの大著あるを聞き、其の遺弟照井長柄星川清民秋野庸彦氏等に托し、一本を淨寫して之を獻本せしむ。今宮内省圖書寮に藏するもの即ち是なり、而して同

寮にては別に副本一部を調製して常に古典校讐の参考に資しつゝありといふ。

四 田村平一郎

田村平一郎名は忠親鷗雨と號す、舊阿波藩淡路國鹽尾浦酒造業田村平五郎の長男にして文政六年八月八日を以て生る。資性豪勇にして義氣に富み、夙に尊王攘夷の志を抱き、家産を傾けて深く天下の志士に交遊す。安政中海防の事漸く急を告ぐるや、阿波藩にありては、農民の銃を蓄ふる者を選びて名字帶刀を許し、銃砲を操練せしめ以て時變に應ずるの備をなす、名づけて獵師隊といふ。平一郎之を聞き心陰に期する所あり、乃ち東西に奔走して新式砲術を研究し歸りて、淡路に於ける之が隊長となり勸奨調練大に力め、其の隊員實に三千有餘に達せりといふ。然れども藩は是等農兵を遇するの法を講ずるなく、毫も其の勞に報ゆる所なし。平一郎爲に一身を堵し屢々藩に請うて遂に俵米一萬石を給せらるるに至る。此に於てか恩威並び行はれ衆皆之が用をなさんことを誓ふ。此の時阿波藩主蜂須賀侯

幕命により海陸軍總裁に任ぜられ江戸に留まること數年に及ぶ。時に薩長土の三侯京師に在りて盛んに勤王攘夷の議を唱へ、名節を重んずるもの多く之に歸す。平一郎之を聞知し慨然として其の徒二百餘人と謀り江戸に至り、藩侯に請うに職を辭し京師に朝し、これ等勤王の諸侯と共に膺懲の實を擧ぐるを以てせんとし、郡奉行等の極力留むるを聽かず纜を解きて發す。途中藩侯の辭職歸國の報に接して輒ち歸れり。斯くて文久三年三月藩の世子淡路守洲本に來り、或は銃砲を試み或は劍槍を習ひ只管武事を奨勵せり、而して阿波藩の幕府に對するや、姻戚の關係あるを以て藩論容易に攘夷に決する能はざる事情の存するにも係らず、世子は夙に京師に來往し屢々聖旨を蒙りて其の志専ら海防にありき。故を以て平一郎は同年四月書を轉法輪宮に上りて、

今般攘夷御一決御布告相成候處淡島の義は海門の要衝に當り候に付防禦策畧等種々申立候者有之候得共畢竟將たるもの得其人候得者神算妙謀も從て出來仕候

儀故仰願はくは世子淡路守淡州に罷在軍事總裁仕候様被仰付家老峰須賀駿河右之輔佐被仰付候はば爲天下國家於私共も感佩仕候事に御座候左候はば兼て仕立置候農兵三千人の者一同得力碎勵憤發抛身愈忠戰可仕候右者私一人之存意にも無之天下有志之人々並淡州圍國の者所願に御座候間何卒草々右様被仰付候様伏て奉内願候以上

と以て海防に意を注ぐの如何に深かりしかを知るに足らん。然るに翌五月飛報京都より到る、曰く姉小路公知卿賊に刺されて薨すと、淡路守聽きて泣然涙下り謂へらく之れ姦賊誠忠を嫉むの致す所なりと、決然起つて闕下に赴かんとす、適々詔命あり淡路守を召す。平一郎乃ち同志都志謙藏今岡寛平安倍四郎太夫砂川一郎の諸氏と相議し、世子の入京に先ちて攘夷の期を決し、宸襟を安んじ奉る所なかるべからずとなし、或は書を執政に奉り、或は禁を犯し宿痾を力めて本藩に航し、以て藩論の歸嚮する所を誤らざらしめざりしも亦與りて力ありき。

是より先、天下益々多事にして勤王志士の淡路に來往する者頗る多く、淡路の志士亦善く之を遇し、淹留年を踰ゆるものあるに至る。平一郎是等志士と交遊し愈々尊王之志を堅くせり。而して肝膽相照し終始渝らず事を共にしたるは、實に藤本鐵石松本奎堂の二氏なりとす。乃ち左の書翰の如きは、此の間の消息を窺ふべき好材料なり。

九月頃三島氏に被托候尊書漸此頃着仕候其後別人よりも一書到來難有拜讀仕候小生其後

東洞院佛光寺西南角

右へ住居仕候矢張松本謙三郎と申名前にて以來御文通可被下候不相變無事消日仕候乍憚御放情可被下候時勢追々變革先々只今にては至極宜敷相成候併し此上の處如何尊兄には彌以農兵御談置被成彌之時節草々御出馬被下候様是非々々奉願候其節は別に一人差上候間其者より御聞取可被下候中々只今の時勢不容易尊

公にも楠公の忠節御學被成候様所仰候時事少々別紙に申上候此後飛脚何つ出し
宜敷や御差圖可被下候猶一應御上京あらば尤妙々草々以上

十二月十日

松

本

衡拜

田村大 人尊下

(前文中の別紙は今所在不明)

斯くて奎堂又自ら淡路に來りて親しく時事を談じ謀る所あり。歸京の後寄せたる
書に、

拜啓殘暑の節御多福被爲在御座奉賀候次に小生無異在京乍憚御放情可被下候偕
尊地逗留中は何角御世話被成下殊に御厚贖に預り難有奉謝上候其後洲本より上
船仕候に付不得再晤殘念に奉存候世上様子も兎角片付不申もや〜いたし居申
候薩長議論不相合諸藩心々にて何れ争亂不遠と奉存候必ず〜御怠りなく御心
懸時節相待可申候其内御隙出來れば一度御出京被成下度奉待上候諸藩よりも追
々人數差出中々賑々敷をかしき世界に御座候小なる事は御捨置大なる所御工夫

可被成候様奉希候先は御禮旁如斯御座候草々謹言

〇〇月十五日

松

本

衡拜

田村平一郎様

侍史

尙々殘炎折角御凌被成様奉存候兎角人々御なづけ置可被下候天下之事必六ヶ敷
薩も内亂有之様子なり 以上

と察するに之れ實に大和義舉の前月のことならんか。而して平一郎も亦直ちに
京し謀議に參し遂に舉兵の事決するや、直に淡路に歸りて之が準備に着手せり。
其の心中期せし所は、多年依懷し置ける農兵の取纏めにありしことを疎たず、而
も此の舉自ら必死を期し竊に一小厨子を作り考妣の靈牌を納め携へて軍に従はん
とせり、以て其の決意の尋常ならざりしを見るに足らん。斯くて在京の同志等愈
々八月十七日を以て中山忠光卿を奉じ兵を大和に舉ぐ。平一郎は苦心慘憺同志を

纏め一列の直衣を製し、將に郷を出てんとす。適々太宰府の祝某三條公の旨を奉じ、公の從臣丹羽正雄の書翰並に公よりの賜として白麻一匹短冊一葉を傳ふ。其の短冊に『萩漸盛』と題し『咲と見し遠里小野の秋萩は枝たわむまで盛りしてけり』と歌意深旨あり、平一郎深く公の知遇に感激し勇奮以て報ゆるあらんとす。而して斗突洲本奉行所の命あり、禮服着用出頭すべしと。怪み到れば則ち捕へて獄に投ぜらる。是實に文久三年九月四日にして、蓋し此時廟議俄に變じ八月十八日三條公外六卿の西下となり、阿波藩亦動搖を來し、爲に平一郎の蹴起を阻止するに至りしものなるべし。平一郎獄裡にありて切に同志に對する約を果す能はざるを憾み、獨り心を碎くと雖も、幽囚の身の復如何ともすべきなく、僅かに歌によりて懷を述ぶ。

浮雲のかかればかかれかかるとも

はるれば元のきよき月かげ

久方の雲井はるかにいづる日の

光りは民のめぐみとぞおもふ

一時は議鼻首に決せりと傳へられしも、遂に其事なく、幽囚五年王政の復古を見るに至り始めて天日を仰ぐを得たり、時に明治元年三月十七日にして伏見鳥羽の戦に次いで、皇軍將に征東の途に上らんとするの時なり。平一郎直に起ちて上京せんとせしも、多年獄窓にありし身の心臓を患ひ衰弱甚しくして起つ能はず、病床にありて只管國事を以て念とするのみ、荏苒癒えず明治四年十一月二日遂に歿せり。時に年四十九。大正八年十一月十五日特別大演習後の觀兵式を大阪城外に行はせらるるに當り、特旨を以て從五位を贈らる。

五 岡 田 鴨 里

岡田鴨里諱僑字は周輔鴨里は其の號なり。文化三年淡路國津名郡王子村に生る、里正砂川佐一郎の第四子なり。某年出でて三原郡掃守村岡田氏を嗣ぐ。幼にして

學に志し弱冠にして京師に遊ぶ。頼山陽に従ひて其の文脈を傳へ、史眼尤も明かに頼門の高足と稱せらる。此の時に當つて幕府驕專に處士横議し而して王室式微天下の士氣未だ大に振ふに至らず、鴨里竊かに養ふ所あり、滿身の義氣發して文章となる。山陽嘗て其の論文に評して曰く、蜻洲に在つて此等の文學を作るもの吾が黨を始と爲す、而して公は特に錚々たるものなりと。其の文辭を喜び其の氣慨を愛し、死に先つこと一年、遂に鴨里に囑し、其の嚮に意を用ひて拮据せし所を以て外史の不備なる所を補はしむ。鴨里山陽の歿後浪華に徙り東西の名士を訪ひ、上下の舊記を覓め、以て中古以後邊隅十四將家の顯晦向背の由を討ね、拮据編纂すること十九年にして日本外史補十四卷、乃ち稿を脱し始めて師の志を繼げり、時に嘉永三年なり。初め上毛安中の主板倉甘雨公幕府の奏者となり、治博の士を延いて經史を講究し、旁ら國乘を考へ尤も譜牒に精し、鴨里稿本を提げて東行し江都に入り人に因て之を獻し、且つ上書して藩府の所藏を請ひ、拘索搜討以て其

の缺漏を補ふことを得たり。尋いて名節錄三卷を著はし外史補と俱に刊して世に公にす。其の書戰國の事を輯録し後に論贊を加へ、將に以て流俗を警め士氣を鼓吹せんとす、乃ち自ら叙して曰く、國に名節の士有つて綱常を維持す可しと、以て其の述作の意見を見るに足るなり。文久元年本藩の知る所となり召されて須本文學校教授に任せられしにより、便宜を以て産を養嗣子與一郎氏に胎し、身出でてここに居る。任に在つて常に國體を重んじ、王室を尊び、唱道宣傳志士を出すこと少からず、安政文久の際攘夷開國の論沸騰し其の間歸する所を知らず、鴨里數々上書して時務を開陳し、又諸生の爲に五倫の説を編して以て人の人たる所以のものを明かにし、且つ洋夷の猖獗なるを愴慨し膺懲の典を説き海防の要を論じ、王事に勤勞するを以て藩君に報ずる所以と爲す。慶應二年大和の森田節齋來り訪ふ、節齋も亦嘗て山陽の門にあり、夙に王室を崇ぶ者、是に於てか舊を談じ時を慨し、意氣相投じて義兄弟の如し、蓋し老將に至らんとす今に及んで一度會し爲に益々

其の志を堅うする有りしなり。既にして尊王佐幕の議起るや、公室素より幕府に親故あり、此の故に閩藩の議論動もすれば則ち關東の意を迎ふ、翁數々建白して大義を辯じ又具さに面陳するあり。明治元年四月世子幕府の命によりて京師を守護せらる、鴨里病を力め行程を追うて之に上路に陪し、順逆の義に於て建議する所あり、發するに臨み密かに家人に告げて曰く、此の行は則ち生還すべからずと、辭色共に厲しく意決する所有るもの如くなりしと云ふ。五月歸りて老を告げ家を嫡孫承祖眞太郎氏に譲り、以て人の指目を避く。二年正月列侯封を致して王政古に復し中興の業大に成る、鴨里乃ち私に紀年の書四卷を作り、嘉永六年米艦來りしより起り、慶應二年孝明天皇崩じたまふに至つて筆を絶つ、署するに變名を用ふ。これ其の未だ必ずしも憚る所無くんばあらざるを以てなり。實に一篇の幕末史として最も其の筆力を揮へり名づけて草葦私記といふ。文稿五卷皆未だ上梓せず。是より先二年二月眞太郎氏須本教授となり、後名東縣權大屬權典事に歴任す

幾も無く任を辭して東京に遊び九年病を以て舊藩邸に歿す、年三十一。十一年九月鴨里掃守村に歸り地を舊宅の南に相して、新に一廬を起し終に與一郎氏と別居す、十三年夏疾を得九月五日を以て逝く。享年七十有五。性甚だ儼格妄りに言笑せず人多く之を憚る、交る所塩谷宕陰牧齋後藤松陰草場珮川澤村西坡の諸儒有り、相與に應酬す、晚年林鶴梁も亦數々書を寄せて文章の正を乞へり。大正四年十一月十日、今上天皇陛下即位の大禮を行はせ給ふに當り特に生前の功勞を思召され從五位を追贈せらる。

六 高田屋嘉兵衛

高田屋嘉兵衛姓は高田通稱嘉兵衛、其の家號を高田屋と曰ふ。明和六年淡路津名郡都志村に生る、其の先を孫八郎といふ尾張の人なり。永祿中孫八郎淡路に徙り鮎原北山に住す、其の子新左衛門徙りて都志村に居る、數世の孫彌吉六男あり、嘉兵衛は其の長子なり。軀幹短小眼光爛々として人を射る、夙に大志を抱き任侠

にして自ら家貧なるを喜び、天明中身を都志浦の親戚に托し漁業の傍商業に従事す、後獨立して事をなさんと欲し、寛政四年諸弟を將ゐて攝津兵庫に至り、漕運の業を營み拮据産を治め、自ら巨舶數隻を造り諸弟と分乘して北海に航し、次第に航路を擴張して松前に至り、盛に商業を營みて家資漸く饒なり。居ること十年寛政十年函館に至り勘定役高橋三平に見え意見を陳す、高橋氏大に其の才を奇とし之を蝦夷地巡察の幕吏三橋藤右衛門に介す、同氏も亦其の膽略を稱し、翌寛政十一年出羽酒田港より松前に至る物産の廻漕を命ず、嘉兵衛喜んで能く其の事を果し、更に東蝦夷を廻航して厚岸國後等に航す。偶々幕吏近藤重藏擇捉拓殖の任を帯びて厚岸にあり、嘉兵衛を引見して大に其の才を嘉みし、直に擇捉島に渡航すべき海路按檢の事を委任せり。嘉兵衛乃ち國後の山上に登り候風潮流を察すると二旬始めて得る所あり、曰く潮路分れて三となる、暗礁の畏るべきなく能く潮汐の衝を避けば以て往來すべしと、乃ち解纜して直に擇捉に航す。島は極めて曠

邈として井邑稀疎に夷民半ば穴居す。嘉兵衛島中の形勢を相し還て狀を函館奉行に具し、更に江戸に至つて書院番頭松平信濃守に謁し其の計劃する所を述ぶ。信濃守深く之を賛す。翌寛政十二年擇捉官物運送の命を受け、之が準備の爲め兵庫に還り、三月下旬弟金兵衛と議し、米穀酒茶及び衣服器什等を稱載し再び擇捉に航して島民を招徠し、齋す所を頒け國家覆育の洪恩を懇諭し、且教ふるに耕魚の法を以てす、全島悦服し争うて其の業に就く。是に於て開墾稼穡罟漁獲の利大に興り、拓殖の基始めて建つ。同年十一月幕府命じて大船五艘を造らしむ。嘉兵衛大阪に下り船匠尼崎屋吉右衛門に謀りて起工し、翌享和元年三月に至りて竣工す、而して嘉兵衛自ら製する所の八艘を加へ皆之を管せしむ。四月命じて船頭職となし、北海官船の事務を領せしめ日章旗を掲ぐるを許す。爾來北海に航する者絶えず、文化二年店を函館江戸及び大阪兵庫に置き、商業を擴張し富鉅萬を致す。是より先文化元年九月露國の使節レザーノフ長崎に來りて通好互市を求む、幕府

應ぜず、使節空しく勘察加に歸る。文化三年九月露艦樺太に寇し、四年又擇捉を侵し國後を掠む。後文化八年五月我が近海を測量し遂に上陸して財物を奪ふ。國後の成吏奈佐政辰艦長各羅引等七人を誘致して、之を松前の獄舎に囚ふ。副長力骨兒禿恨を吞んで逸去す。翌年八月軍艦二隻を率ゐて再來し、各羅引等の放還を請ふ、吏應へず、適々人あり彼等既に戮せらると傳ふ。力骨兒禿且つ憤り且つ疑ふ、因て我邦人の事實を明にする者を獲て之を徵せんとす。嘉兵衛會々擇捉より脯魚を載せて函館に還らんとし路國後洋を過ぐ、力骨兒禿瞥見し急に兵士を遣はして、嘉兵衛及び水夫四人を抑留す、然れども言語通ぜざるを以て其の意を解せず、態を以てして辛うじて彼が來意と已を捕ふる所以とを察し、乃ち之に諭すに曩に囚となりし露人の皆恙なきを以てす。力骨兒禿未だ信せず遂に嘉兵衛を拉して去る。九月十九日勘察加に達し上陸して館舎に就く。力骨兒禿其の常人にあらざるを知り、乃ち待つに上賓の禮を以てす。居ること月餘館に一童兒あり阿栗葛

と曰ふ、人と爲り慧敏にして字を識る、嘉兵衛厚く之を遇して彼の方語を學び又教ふるに我が邦語を以てす、熱誠の致すところ數旬にして頗る相解するを得たり。一夜力兒禿に謂て曰く、我已に言語を解し復譯を須ひず、請ふ子の爲に計議し兩國を調和し以て子の同僚を還さんと。力兒禿乃ち容を改めて曰く、是れ我が日夜焦慮苦心する所、子と俱に語らんと欲すれども獨り言語の通ぜざるを奈何せん、是を以て遷延今日に至ると。嘉兵衛對へて曰く、往年艦長以下を拘する所以のもの、は曩に露艦屢々我が北海諸島に寇し擅に官府を焚き我が商船を剽奪す、我が政府大に怒り命を下して終に各羅引等を捕ふ。畢竟往年の寇に報する所以なりと、力骨兒禿驚きて曰く、此の事たる實に我が帝王の知る所に非ず、往歲『レザノフ』命を奉じて貴邦に使し長崎鎮府に至る、鎮府之を待つこと無情、彼自己の使命を果し得ざるを慚愧し憂鬱病を成して死す。當時船長深く之を悼み彼が爲に報復を圖らんとして遂に此の舉に出でしものなりと。嘉兵衛曰く、果して然らば宜

しく書を我が國に致して罪を謝すべしと。力骨兒禿大に悦び、文化十年五月俱に勘察加港を發して再び國後に來る。嘉兵衛嶋衝に詣り具に情を陳じ、更に彼が陳辯書を函館奉行に呈す。是に於て數年來の紛糾を釋くことを得、前に掠むる所の財物を我に返し、又拘する所の艦長等七人を放ち事遂に平ぐ、實に嘉兵衛が參畫の力多きに居る。時に文化十年九月二十五日なり。翌年三月幕府其の積勞を賞し賜ふに金を以てす。爾來幕府の御用船頭として公務に従事し、且つ諸弟を督して盛に業を営ましめ、商運日に榮え家僕數百人、諸國の港頭高田屋の旗飾を掲げざる船なく、又其の盛名を知らざる者なきに至れり。後文化十五年宿痾發し職を辭して故山に歸り、療養の傍公共事業の經營少からず、或は都志港の修築に巨資を投じ、或は都志郷耕田四十町歩に灌漑すべき川池の改築を獨力經營し、更に新池修理に米三十石を寄せしが如き、其の他道路橋梁の修築に幾は神社佛閣の寄進に、其の力を致せしこと枚舉に遑あらず。特に晩年の一大事業は鹽尾港の修築是れな

り、即港口狹く港内亦水淺く船舶の出入甚だ不便なるを以て、地方人士屢々之が企劃を爲して未だ成らず、嘉兵衛之を聞き實地を調査し爲に金一千兩を投じて、文政九年工を起し數年の後無比の良港を完成するを得たり。然るに翌文政十年宿痾愈重きを加へ此の年四月五日を以て永眠す、享齡五十九。明治四十四年八月朝廷嘉兵衛が北地開發の績を偉とし、同功の人最上徳内近藤重藏二氏と共に、特に正五位を追贈せらる。

七 福 浦 元 吉

福浦元吉は淡路福浦邑の人、後洲本に移り穀商を業とす。天性細行を事とせず、夙に勤王の志あり。津井村の古東衝山に仕へ知遇を受け、衝山阿波の劍客梶浦四方之助を聘し郷人をして武を講ぜしむるや、元吉奮て其の門に入り寢食を忘れて刻苦修練し技大に進む。是の時に當り朝廷屢々攘夷の詔を下す、然るに幕府其の命を奉ぜず、逆跡頗る顯はれ國事日に非なり、是に於てか海内鼎沸し處士横議す。

會々文久元年夏藤本鐵石志士を訪ひて淡路に来る、元吉之に會するを得て談時事に及び大に感憤する所あり。後衝山の京畿の間に奔走するや、毎に之に隨ひて共に其の素志を達せんとす、而して文久三年八月十三日、天皇大和に行幸の詔下るや前侍從中山忠光公吉村重卿松本衡等三十餘人、鸞輿に先ちて大和に下らんと欲し即夜京師を發して河内に赴き、十六日遂に義旗を樹て後村上帝の陵下に據る。鐵石猶京師に留り竊に朝旨を窺ふ居ること三日、即ち河内に至る、元吉此の時衝山を辭し鐵石に従ふ。十七日我軍大和に入り、五條の代官鈴木源内を襲殺し其の廳を焚き以て義兵の首途とす。蓋し源内私慾に耽り執政の法を得ざるの罪あればなり。適々平野次郎來つて京師の議變ぜるを報ず、是に於て陣營を吉野郡天の川辻に移す、幕府朝廷に強請し近畿諸藩の兵をして來り伐たしむ。然れとも事宸衷に出でざるの故を以て、我軍義を執つて屈せず毎戰克く勝つ、而も事勿卒に出て糧食給せず、鐵石建議して曰く、暫く十津川の郷に籠居し機を見て紀州新宮を破

り、四國九州に潜匿し再び義兵を募り以て雲霧を拂ふに如かずと、衆其の議に應じ終に中山忠光公を奉じ十津川に赴かんとす。幾くもなく十津川の郷兵等稍逃れ去れるを以て其の議を果さず、依て道を紀海に取り直に長門に赴かんとし、同郡鷲家口に到り紀藩の兵に阻る。衆奮戦し一以て百に當る、鐵石乃ち長刀を掲げて奮進す、守備の士の場喜市身を挺して之に當り能く拒ぐ、元吉双刀を揮ひ到りて鐵石を助け遂に喜市を斬る。鐵石益々怒號疾驅して紀藩の部將金森彌左衛門に薄る、從士善一郎遮り戦ふ。時に敵兵川上七郎來りて後より鐵石を刺す。元吉狀を見躍進して之を討つ、一營盡く起ち槍を連ねて防ぐ、七郎復竊に來りて後より其の腰を刺す。元吉屈せずして奮闘せしも遂に敵の亂槍に斃る、時に年三十五。明治二十四年朝廷其の忠節を嘉し靖國神社に合祀し、更に明治四十年五月二十七日特に生前勤王の勞を追賞して從五位を贈らる。

八 古東領左衛門

古東領左衛門名は需子は高磨衝山と號す。文政二年四月十八日淡路國三原郡津井村に生る、父は萬次郎母は菊川氏兄弟八人あり。領左衛門は實に其の長子なり。人と爲り寛仁にして識見あり、學を林滄浪及び岡田鴨里に受く。天保十二年三月年二十三歳にして世襲の庄屋職を繼ぎ能く其の事を幹す。是より先天保八年大に飢乏窮民の道途に餓死する者多し。ここに其の父萬次郎と謀り、貯ふる所の金穀を散じて大に是等窮民を救助せり。然るに萬延元年より文久元年に亘り再び凶歲打續きし時の如きも、亦發倉賑窮して盡さざるはなかりき。又土木治水の事に通じ常に淡路の西岸に大船を泊すべき良港なきを憂ひ、遂に私財を投じて津井港の改築及び港内浚渫を企圖し、安政二年四月工を起し同四年八月に至りて工を竣へ大に碇繋の便を得せしめたるを始めとし、更に安政六年より文久元年に至る三年の歲月を費して、三原郡阿萬村の廢池美女池を改築し、村内六十餘町歩の耕地に灌

漑の洪利を興へたるあり。就中津名郡岩屋の港灣を開鑿せしが如きは、其の功の最も著大なるものにして、後人の因りて以て澤に浴することの甚大なる蓋し計り知るべからざるものなり。領左衛門斯の如く敏速にして能く事を遂ぐるを以て、凡そ郡治に關することは概ね藩廳より諮詢せられざるはなく、終に藩廳之を賞するに支配外士族待遇を以てするに至れり。而して勤王の志厚かりしは嘉永癸丑以來外舶頻りに至り通商互市を要求し、徳川幕府二百有餘年間昇平の久しきも、忽ち治極つて亂に入るの語の如く天下騷擾の端を發き、皇上深く叔慮を惱まし給ひ、屢々膺懲の嚴命を下さると雖も幕府因循敢て勅を奉せず、是に於て勤王攘夷の説盛に起れり。領左衛門も亦竊に慨する所あり、萬延元年二月阿波國猪の尻の劍客梶浦四方之助を聘し、自ら劍道槍術を學び親戚及壯者を獎勵して斯道を修めしめ、以て時期の至るを俟てり。時に文久元年備前の人藤本津之助江戸の人安積五郎庄内の人清川八郎等相謀りて志士を糾合し、國家の奸黨を除き外夷を攘ひ大義名分

を正さんことを期し、分つて各藩の志士を訪ふ。然るに淡路は海門の咽喉にして攘夷に樞要の地なるを以て、同六年藤本津之助來りて同志を求む。會々領左衛門の義氣あるを聞き、至りて時務を談し大いに意氣相投じて情交日に密なり。是に於て領左衛門は書畫に托して津之助を家に留め、密に評議する所あり。斯くて諸藩脱籍の士も亦頻りに書畫に托して來往す。然るに萬延元年十二月藩廳其の行動を怪むに至る、爲に津之助を上京せしめ私に資を給して畫策せしむ。當時藤本氏より送れる一書あり、書中貞介とあるは領左衛門の弟一太夫のことなり。

奉拜披候如命春色相加候處益御清適奉遠賀候僕無事消光居申候先日者貞介様御入京御座候處御勿々に而殘念不少奉存候偕愚意聊か御咄申處御承知に而早速金百兩御差向被下慥に收手御芳情奉感佩候追々正義家之爲に相用可申喜入候尊家之御事御國之御事如何様にも御所置も可有之事如何御座候哉僕等只々必死と存候迄然も餘處より御覽被下候より存外水火中に御座候御憐察可被下候餘期後次

寛々可申上候草々御答迄如此御座候以上

二月朔日當賀

衝 山 老 兄

眞 金

此時平野次郎安積五郎等九州各藩の志士を遊説して薩摩に入り、島津三郎を要し終に上京の決意をなさしめし事の報を得たるを以て、領左衛門は文久元年三月下旬大阪に至り、京攝の間に奔走し志士と謀る所あり。四月九日島津三郎大阪に着す。物情騒然たり。而して平野次郎等の策により聖蹕を大阪城に遷し奉り、大に幕府の科を正さんとし書を大原左衛門督に上る。茲に伏見寺田屋の變起り志士爲に其を氣を阻礙せられ迹を晦す者多し。此の時領左衛門は安積五郎と共に國に歸り密に計畫する所あり。其の滯京中叔父綿屋與兵衛氏に贈りし書に曰く、

先月二十六日夜御仕出の御狀今三日八つ時頃到着奉拜見候殘暑の節御揃益御佳勝に被遊御消光奉恭喜候小怪無爲滯留御放慮可被下候偕者私上京長留且去冬以

來一存に而何角取行候段御不審御尤至極に存候誠に是迄は厚御心添被下候に付御指圖を以何角取行仕候外婦一件は尊意に相觸れ恐入居申事に御座候然るに如此時節に相成候に付而者晝夜心配仕彼是乍不及少し成とも皇國の恥辱相雪度昨年來宅替等色々遠策相始當春以來上京再度上京仕周旋仕居申右等の義御相談不申上も誠に以不相濟事に候得共岡田先生へ御話申上候ても不解事と存居申義商家の尊叔へ御相談申上逆所詮御尤には御聞取無之方眼前故一應之相談も不申上候此段不惡御用捨被成可被下候私義用向も一應は當月十日頃迄には相片付下阪早々歸國仕度迎船拙宅へ申遣置御座候徳島か洲本歟へ直様罷越四五日滯留仕用向相片付歸宅仕度事に御座候右等の件々申上候も不本意成事に候得共如斯暑中御上京被成怪愚存御聞取も被下候御厚情何とも難有仕合に付少々相洩候事に御座候御一見後火中被下度此書狀御他見御免し被成候はば御恨み可申上候右迄申上度如此に候

頓首不一

七月三日

綿 舍 尊 叔

侍 史

以て其意を察知すべし。越えて文久三年天下の志士畿内に聚り時期益々熟せしかば、三月再び大阪に赴き六月京師に入り寓居を構へ、朝野の間に奔走し軍需の用を辨ず、而も同年 天皇勅を下し大和に行幸し、畝傍山陵を拜し親征の舉を議せしめ給ふ由聞えければ、吉村寅太郎松本謙三郎藤本津之助等相謀りて攘夷親征の先鋒たらんとし、中山侍従を擁戴して八月十四日大阪に進發す。十六日領左衛門も亦大阪を経て大和に入り、十七日遂に兵を擧げ五條を襲ひ代官鈴木源内を斬り櫻井寺に陣す。平野次郎は兵を但馬に擧げ、東西相應じて京師に攻め上らんことを約せしが、十八日に至り廟議俄に變じ急に諸藩に命じて、大和の兵を討たしむ。三條實美公等七卿長州に走り、京師に在るの士も亦四方に散匿す。謙三郎津之助

等事遂に爲すべからざるを度り、高坂城を攻め天の川辻に據り前後奮戦して死す。領左衛門は二十日京師の事情を探らんとし、密に大阪を経て京に至り三條木屋町の借宅に在り、平野次郎も亦來り寓す。二十四日捕史至る、急に次郎をして脱出せしめ自ら縛に就き京都六角の獄内に繋がる、翌元治元年七月二十日幕府領左衛門以下三十餘人を獄中に斬首す。領左衛門時に年四十六、絶命の詠あり。

君の爲め盡せし事も水の水泡と消え行く淡路島人

明治二年勅を下し、嘉永癸丑以降命を國事に損せるものの爲に地を京都靈山に賜ひ歳時招魂祭を修せしめられ、同二十四年十一月に至り靖國神社に合祀せらる。更に三十六年十一月播州姫路の郊外に觀兵式を舉行せらるるに當り、特に領左衛門が生前の功を追念あらせられ、同十二月正五位を贈らる。

(鈴木重胤以下六氏の事歴は政岡嘉三郎著「淡路の譽」に依る)

附 録

津名郡々勢一班
三原郡々勢一班

本附録は洲本中學校に於て兩郡長より東宮殿
下に献上したるものなり。

附 録

津名郡々勢一班

地 誌

津名郡は淡路島東北部の大半を占め、東北及び西の三面海に圍まれ南部三原郡に接す。北は明石海峡に依りて播磨に對し、東南紀伊に向ふ所紀淡海峡をなす。東經百三十度の我が國中央子午線は恰も岩屋町より浦村を経て此の海峡を過ぐ。郡内常隆寺山脈南北に起伏して地勢を東西に分ち、先山及び柏原山脈東部より南部に連亘して自ら郡境をなす。平地少なく河川と稱すべきものは漸く洲本川あるのみ故に田圃は多く谿間の坦地と山腹の高台に階在すと雖一般に地味肥沃にして佳禾を生ず。海岸は所謂長汀曲浦の眺ありて、舟楫の便あるも良港に乏しく道路は郡内に四通し其の延長縣下に冠たり。氣候溫暖にして住民は農漁商工業に従事し

人情淳朴情誼に厚きものあり。地は近畿に介在するを以て我が建國に關する神話と上代に於ける史談に富み名勝舊蹟と稱すべきもの少なからず。

一、土地

郡役所々在地 津名郡洲本町ノ内山下町
全管面積 二一方里一三 廣袤
官有地 一九三町四

東經一三四度五四
北緯三三四度二一
東西一六里二九町
南北一里一七町

民有地		有租地		田		五、四七八町六	二、六一八、六七〇圓
免租地		有租地		畑	九一六、〇	一四〇、五一七	
				宅地	六〇二、六	八五二、六五七	
				山林	五、八五三、〇	二八、三四〇	
				原野	四八、〇	一六一	
				其他	二三、九	一、七三八	
				荒地	三一、七	一一、二二九	
				計	一二、九五三、八	三、六五三、三一二	
				免租地	一、三七九、二		

(價地上同)

山岳	柏原山(直立)一、八八二尺	朝霧山(直立)一、七一九尺
	常隆寺山 一、七二二	先山 一、五三四
河川	洲本川 三里一三町	郡家川 四里〇町
	都志川 三、八	浦川 二、一四
	室津川 二、一六	

二、戸口

(大正十一年一月一日現在)

現住戸數	農業 八、六〇七	工業 三、〇八七
	商業 四、二二六	漁業 四、三三六
	其他 三、七七三	計 二四、〇二九
現住人口	農業 四八、八二〇人	一方里平均人口 六、〇九一人
	工業 一七、三七八	一戸平均人口 五人三五
	商業 二〇、七四七	男女別人口 男六四、四二四
	漁業 二二、五五四	女六四、二七二

其他	一九、一九七	死亡	男 一、七八一人
計	一二八、六九六		女 一、六六三
出生	男 二、五四五人	計	三、四四四
	女 二、三六一		
計	四、九〇六		
人口一千人ニ對スル出生歩合	三八八一二		
人口一千人ニ對スル死亡歩合	二六、七六		
人口一千人ニ對スル増加人口	一一、三六		

三、農業

(大正十年中産額)

米	一一四、三三一石	四、七四八、四〇五圓
麥	三八、二〇七	六〇六、九四二
果實	?	四二〇、二一〇
蔬菜花卉	?	二八九、五〇五

大正元年 大正二年 大正三年 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年	產米生產		移入	合計	一石生產費	豐凶
	收穫	移出				
大正元年	一三一、二七六石	四六、一三〇石	一七七、四〇六石	一四〇四六〇厘	一五〇、九二五	凶
大正二年	一四一、六七一	三六、四八四	一七八、一五五	一三、五五〇	一、四六五	平
大正三年	一五四、一四六	四六、六三三	二〇〇、七七九	一二、五〇〇	五、一三三	豐
大正四年	一一二、八六〇	四五、三一六	一五八、一七六	一三、二二〇		凶
大正五年	一四六、五四四	五〇、七三六	一九七、二八〇	一六、九六五		平
大正六年	一二二、〇六二	四九、九六三	一七二、〇二四	二七、二二七		凶
大正七年	一一三、三六九	五八、九五〇	一七二、三一九	四二、〇〇〇		凶
大正八年	一五四、四六〇	四二、七〇六	一九七、一六六	五三、一八四		豐
大正九年	一五二、三五九	三四、八九二	一八七、二五一	四四、四八四		豐
大正十年	一一四、三三一	五三、〇五四	一六七、三八五	五四、六六六		凶

食用農產物
工藝農產物
其他

計 ? ? ? ?

六、二二二、五八五
一石生產費

產米生產

大正元年 大正二年 大正三年 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年	產米生產		消費	一石價格
	移出	消費		
大正元年	七〇、一六二石	一〇七、二四四石	一七七、四〇六石	二二圓五一〇厘
大正二年	七〇、四五五	一〇七、七〇〇	一七八、一五五	二二、一五〇
大正三年	七五、四三六	一二五、三四三	二〇〇、七七九	一五、九九〇
大正四年	六〇、五〇四	九七、六七二	一五八、一七六	一三、二五〇
大正五年	七〇、八四六	一二六、四三四	一九七、二八〇	一四、一八〇
大正六年	六〇、九四三	一一一、〇八一	一七二、〇二四	二〇、五三〇
大正七年	四八、六八〇	一二三、六三九	一七二、三一九	三四、一九〇
大正八年	五五、九八六	一四一、一八〇	一九七、一六六	四七、六三〇
大正九年	六四、一二〇	一二三、一三一	一八七、二五一	四五、〇〇〇
大正十年	四八、三八〇	一一九、〇〇五	一六七、三八五	三三、八九〇

四水

產 (大正十年中產額)

漁船

三、一四七艘

水産總額		漁獲物												
水産製造物			計							其他				
計	其他	煮干玉筋魚	煮干鰯	煮干鱈兒	計	其他	鰈	太刀魚	鱈	吞黑鰻	鮪	鯨	玉筋魚	鯛
		一七一、〇〇四	六三、八二四	五、八一七	?	?		一八、〇四六		二二、三九六	三四六、五一七	一三九、一三八	五三、七八一	五三四、七二〇
		二、一〇八、一一七	一八五、四八六	九四、四三七	一四、六三四	四八、三一八	三、四二、八七五		五六、二〇四	六三六、九二八	六五、四二四	八九、五九八	一四九、三六七	五三五、一五八圓
														三六一、五三八
														一五五、四三六
														五三五、一五八圓

遠洋漁業收穫高
總計

四六、六六〇
二、四九七、六五二

五畜

產 (大正十年中及同年度末現在)

牛	馬	豚	鶏
七、四二三頭	一、〇一八頭	五一一頭	七二、一一〇羽
內種牡牛	內種牡馬	生 產	養鶏戸數
三三二	一一二	五二三	九、六〇六戸
二、二〇七	二六九	二六九	二、五四三斤
計	計	計	計
一、一四〇	一、〇六七	一二六	一、五五八石
一、〇六七	一四三	一四三	三、〇六二圓
			五〇、四五二

附 錄 津名郡々勢一斑

畜産品

精肉
鶏卵
合計

三八、一二二貫
四、二二三、五七〇個

一五三、六六七
一九五、〇八二
四〇二、二六三

六、工

産 (大正十年中産額)

工

産

織物
綿糸
瓦
清酒
燐寸
和紙
テグス
クレス
薬製品

?
一、八八三捆
?
一三、二一五石
一四、七〇七、六八〇打
二三二、七五〇締
九、三〇〇斤

五、八六五、八二八圓
四、三六八、六八五
一、八七三、七五三
一、三三一、四七一
一、〇五九、三四六
六三八、二一六
五五八、〇〇〇
五三一、二七四
三六四、二一三

燐寸用材料
其他
計

? ?

三二六、八二一
一、九一八、六六八
一八、八一六、二七五

七、林

産 (大正十年中産額)

薪炭材
木材
竹材
木炭
諸菌類
土石類
其他
計

二六、八一五捆
四、一九一石
一三、七〇六束
一五三、七〇〇貫
一、三二〇
?

三三〇、四九五圓
八四、一九五
二三、四五二
二九、八三三
四、九九二
六三、六九四
五、四三二
五四二、〇八二

八、銀行會社及產業組合產業團體 (大正十年十二月末現在)

銀行		會社	
行	資本金	社	資本金
拂込濟資本金	七、五〇〇、〇〇〇圓	拂込濟資本金	三、七九〇、八五〇
積立金	三、二九一、二五〇	積立金	一、九九一、九一七
預付金	八三七、八七〇	組合員數	一四六、六〇一
貸付金	二二三、三三六、二八二	組合數	八、二五八人
	一八、八六八、一一三	組合口數	二二三、一八〇口
	六五		

產業組合		勸業團體	
出資總額	拂込濟出資額	準則組合	重要物產同業組合
五〇九、五四〇圓	二五六、九五九	酒造組合	四
一六八、八六八	一〇八、四五〇	漁業組合	五
一、七一四、四三〇	六八、六五三	水產會	一
二、六五二、三三九	八七、四八五		
二六一、四三一	二六一、四三一		
一四、〇五六	一四、〇五六		

畜産組合	農會	商工會	伊非諾神社精農會	淡路果樹協會
一	一	一	一	一
郡村	郡村	町村	會員	
二八	一三	一	五二五人	一六六

九、教 育 (大正十一年四月末現在)

幼稚園(私立)	小學校	實業補習學校	私立實科女學校	縣立高等女學校	縣立中學校	圖書館(公立)
一	尋常小學校 高等小學校	男子部 女子部	私立	公立	公立	公立
一	五 三	二八 二六	一	一	一	一
校數	尋常 高等	兒童生徒數	圖書	圖書	圖書	圖書
四四人	一六、六一三 一、〇九八	一、二二六	五、六二五册	四八八	四〇九	一〇七

小學校ニ各種學校	高等女學校	縣立中學校	圖書館(公立)	就學	不就學	計	就學歩合	出席歩合	正教員	專科正教員
公立	公立	公立	公立	男	女	計	男	女	小學校本科正教員	尋常小學校本科正教員
九	一	一	一	一一、九〇〇人	一一、七六三	一一、九六八	一一、八一七	一一、八一七	二八二人	二八二人
三六〇	四〇九	一三七	四八八	六八	五四	九九、四三	九九、五四	九五、七七	七二	一九

附 錄 津名郡々勢一班

小學校教員	准教員	四三人	小學校准教員	六人
代用教員	八七人	尋常小學校准教員	三七	
計		專科	五七人	
尋常小學校卒業總數	六、七五七人	本科	三〇	
高等小學校入學	四、五七七	計	四二二	
中、女學校入學	一九六	尋常小學校卒業總數	一三、〇四一人	
其ノ他學校入學	二六二	高等小學校入學	七、五一八	
不修學	一、七二二	中、女學校入學	四五二	
修學ノ歩合	七四、五二	其ノ他學校入學	一、五二九	
高等小學校卒業總數	二、七六三人	不修學	三、五四二	
中、女學校入學	一四七	修學ノ歩合	七二、八四	
實業學校入學	九三	高等小學校卒業總數	四、四九九人	
其ノ他學校入學	五一六	中、女學校入學	二〇二	
		實業學校入學	一八三	
		其ノ他學校入學	一、五二九	

郡教育會	町	郡	村	不修學	二、〇〇七	五七八	二、五八五
				修學歩合	二七、三六	六六、七一	四二、五四
					一		
					三〇		

一〇、修養報國團體 (大正十一年四月現在)

青年團	團	體	郡	町	村	支部	二六三
							三、八二六人
							三、二六六
							一、九〇五
							八、九九七
							九、九八一
處女會	會	員	合	計			八二
婦人會	會	員	計				九、九八一
							二二九



一一、神社佛閣其ノ他 (大正十一年十月末現在)



一、二、衛 生 (大正十一年十月末現在)

病 院	二
內外科醫	五三人
齒科醫	九
藥劑師	一三
產 婆	二一
看 護 婦	二九
鍼 灸 術	一〇三
按 摩	四六七

一、三、議 員 (大正十一年十月末現在)

衆議院議員津名郡三原郡) 二人	六、五三五人
縣 會 議 員 三	一三、二八一
郡 會 議 員 三九	五、八三六
町村會議員 五〇二	一三、一一九

(者權有上同)

一、四、財 政 (大正十一年度豫算)

經 常 部	六〇、一七一圓
臨 時 費	一二六、八三八
合 計	一八七、〇〇九
現住一戸當平均負擔額	七圓七八二厘
現住一人當平均負擔額	一、四五三
經 常 費	七三九、七七九圓
臨 時 部	一七六、九四四
合 計	九一六、七二三
現住一戸當平均負擔額	三八圓一五一厘
現住一人當平均負擔額	七、一二三
小 學 校 費	三八〇、二三六圓
補 習 學 校 費	一九、五六六
小學校ニ各種學校費	二、六五三

町村教育費

教育經常費	其	一、四一三
教育臨時費	合	四〇三、八六八
町村教育費	合	一八、一一四
町村經常費ニ對スル教育經常費ノ歩合	計	四二一、九八二
小學校費現住一戸平均負擔費		五四、五九
小學校費小學校兒童一人ニ付分頭額		一五圓八二四厘
小學校教員俸給平均額		一八、二四六
本科正教員		六三、一六七
專科正教員		四九、六四五
補助教員		四一、四三〇
地租附加稅		七八、〇九〇圓
所得稅附加稅		一八、六三三
國稅營業稅附加稅		二六、九六四
鑛業稅附加稅		五
賣藥營業稅附加稅		一八

町村稅

縣稅營業稅附加稅	一七、八五三
縣稅雜種稅附加稅	八七、二七〇
戶數割附加稅	四三一、九〇七
家屋稅附加稅	四二、〇〇〇
特別稅反別割	四六五
總計	七〇三、二〇四

現住一戸ニ付平均稅額
 現住一人ニ付平均稅額

地租割	二九圓二六四厘
營業稅	五圓四六四厘
雜種稅	一八七、六六八圓
營業稅附加稅	二一、〇五五
所得稅附加稅	八九、五九八
賣藥營業稅附加稅	二三、八一六
鑛業稅附加稅	五、八三三
縣稅	一一
總計	一四

家屋稅
戶數割計

現住一戸ニ付平均稅額
現住一人ニ付平均稅額

地得稅
所業稅
營業稅
賣藥營業稅
相續稅
酒稅
醬油稅
通行稅
織物消費稅
鑛業稅

一八、三一五
七九、三三二
四三五、六四三
一七圓七一三厘
三、三〇七
一四六、二五六圓
一三二、八七一
五一、八六二
四〇四
一五、二〇二
四二六、六〇四
一四、二三四
三、二一三
四一、八九六
二、七〇六

自家用醬油稅
總計

現住一戸ニ付平均稅額
現住一人ニ付平均稅額

貯蓄
銀行貯金(大正十一年末現在)
郵便貯金(大正十一年末現在)
申合共同貯金(大正十一年末現在)
町村基本財產(大正十一年末現在)
學校基本財產(同上)
其他町村基本財產(同上)

二五五
八三五、五〇三
三四圓七七一厘
六、四九二
一、五一六、〇五四圓
九八九、〇一七
七〇、九七五
一七八、七二四
七五、七二一
二二、九〇一

一五、交通 (大正十年十二月末現在)

國道

一線

八里一七町五一間
二四、一五、二二

附錄 津名郡々勢一斑

二五

道路郡道
町村道

二五
九、七四八

四一、三一、四九
七三五、一九、三〇

四六艘

西洋形汽船
帆船

日本形

二六一
二九九

海

運

港 洲本 由良 鹽尾 岩屋 郡家
江井 明神 都志 富島 其他

一八

諸

車 自動
人力車 荷車

二四三
三、八二五

乘合馬車
自轉車
雜車

八
六、五八八
六二三

三原郡々勢一斑

一、土地

郡役所々在地 三原郡市村

東經一三四度四七
北緯三四度一七

全管面積 一六方里七三

廣袤

東西七里一八町
南北八里二一町

山岳 先山 (直立)一、五三四尺

論鶴羽山 (直立)二、〇一〇尺

河川 三原川 (延長)四里一九町七間

洲本川 (延長)三里一三町

本庄川 一里二四町一八間

津井川 二里七町五二間

大井手川 一里七町五四間

沼島 (周圍)二里六町

刈藻島 (福良町) 七町

烟島 (福良町) 二町

洲崎島 (福良町) 七町三五間

辨天島 (阿那賀村) 三町三五間

沖ノ島 (阿那賀村) 三町五五間

土地總反別

一四、七九五町

國有地

內務省所管

一一一町九

陸軍省所管

四四町三

民有地

司法省所管

〇、一

計

一五六、三

免租地

有租地

一、二八三町九

田

宅地

五、一四七町八

畑

八三八町二

山林

計

六、八六七、八

池沼

一、二

雜種地

計

一六、一

原野

四三、七

現住戶數一戶平均

畑

四反〇二一步

計

一三、三五四、八

現住人口一人平均

畑

六畝一九步

計

七、〇五步

現住戶數

畑

一、〇五步

計

一、〇五步

二、戶

口 (大正十年度末現在)

現住戶數

一一、六四八戶

職業別

農

七、一七一

業

一、〇五四

業

一、九二八

業

一、一〇七

雜

業

一、二五八

業

無

職

一三〇

現住人口

男

七、一、九四四人

女

三、七、一〇五人

計

一〇、八五九人

本籍人口

男

八、五、四七四人

女

四、四、八三九人

計

一、三〇、三一三人

年內出生

計

男

一、四〇九人

女

一、四二九人

計

二、八三八人

年內死亡

計

男

三、七、一〇五人

女

四、四、八三九人

計

八、一、九四四人

本籍人口百二付

出

三、三三二

死

二、二〇〇

加

一、一二二

人口百人中死産

〇人二五

三、農

業

米麥八、大正十一年十二月末現在
其ノ他八、全十年十二月末現在

農作業現住戸數

自作	一、九八八戸
自作兼小作	二、五八五
小作	二、五九八

耕地反別

畑	五、九八六〇反	田	五、一四七八反
畑		田	八三八二

農家一戸平均耕作反別

畑	七反一畝二四步
田	一反一畝二〇步

作付反別

收穫高

價格

主要農産物

梗米	四、六四一六反	收穫高	一二七、〇五四石	價格	三、三六六、九三一圓
糯米	三五七五反		九、七〇七石		二七一、七九六
陸稻	八五反		五六石		一、三四四
計	五、〇〇七六反		一三六、八一七石		三、六四〇、〇七一

裸麥	四、二三二八反	收穫高	六一、一一七石	價格	八五五、六三八圓
大麥	一〇五七反		一、六五一石		一六、五一〇
小麥	二六五一反		三、五一八石		五〇、二八八
計	四、六〇三六反		六六、二八六石		九二二、四三六圓

米穀検査

生産検査	二二二、九一四俵	合格	一七六、三二六俵
輸出検査	四八、三二〇俵	不合格	三六、六七八
		白米	二六、八五四俵
		玄米	二一、四六六

其ノ他農産物

食用農産物	一、〇五四〇反	價格	一、〇八三、六一五圓
特用農産物	二二二反		一、〇二九

桃	一八、八三六貫	收穫高	一三、五〇六圓
梨	二一、五四〇貫		一〇、七七〇
柿	二九、三四四貫		一一、七八七

果實

夏橙	四六、一八〇貫
其他	?
計	?

一一、一四五圓

三八、四〇六

八五、六一四

一四、〇八〇

二四八、七二九

二、八〇一

養蠶 (繭收) 一、六五一貫
 藥品
 製茶

四、耕地整理 (大正十一年九月現在)

松帆西原	(完了)	一六町三反四畝一〇步
廣田	(完了)	四町六反
松帆西原第二	(施行中)	三八町一反九畝
八木村養蠶	(完了)	九町六反六畝一六步
大野	(施行中)	一四三町五反三步

津井 (施行中)
 神代、市、榎列 (施行中)

六二町九反八畝九步
 五六四町八反一三步

五、畜産 (大正十年十二月末現在)

和種	七九九頭	八九六頭	計	一、六九五頭
朝鮮種	九二	五九		一五一
ホルスタイン種	一、五三〇	一、四一三		二、九四三
エアシャー種	四八五	五一四		九九九
其他	二六五	六七一		九三六
計	三、一七一	三、五五三		六、七二四
雜種	四九二	七六三		一、二五五
洋種	二	二		四
計	四九四	七六五		一、二五九

豚	種	二四頭	一五頭	三九頭
種	種	(和種) 二頭	エアシャー種 三頭	ホルスタイン種 二〇頭
種	種	馬		二五頭
牛	乳	七、三八一石	一七四、五〇〇圓	六、二七六石
家	禽	五九、八一〇羽		一、一〇五
產	卵	三、〇三六、七八四個		八五、〇二四圓
				一二一、四五五

六、林業 (大正十年中)

山林	國有林	三六町	公有林	二、三九一町
計	社寺有林	四〇町	私有林	四、七三二町
		七、一九八町		

樹木植栽	公有林野	三九八町九反	四二、八〇〇本
	私有林野	八三〇町三反	一八七、二九〇本
	社寺有林野	八町	三、〇〇〇本
合計		一、二三七町二反	一三三、〇九〇本
山林伐採	用材	九、七六八石	一四五、一二〇圓
	薪炭材	五、九八四棚	二九、九二〇圓
	竹材	五、一八〇束	九、五三〇圓
	合計	?	一八四、五七〇圓
林產物雜類			三三七、七三八圓
郡有苗圃(郡農會經營)			一五〇、〇〇〇本

七、漁業 (大正十年中)

漁船	一、一七二艘
----	--------

漁獲物		水產養殖		水產製造物	
魚類	貝類	藻類	水產動物	煮乾類	其他
存黑鯧	計	計	計	計	計
七二五、四五二貫	八九二、九八九	一〇〇、五五〇	三三三、七五〇	九二、二八〇	一一、二二六、五六九
二四、七八二	一〇三、九八四	三三、七五〇	三三、七五〇	一一八、九六四	二、八六一
六、四一〇	八八四、八四四	六八、一二〇	六八、一二〇	四三八、五一二	一一、四四四圓
三三、三六一	六三、八八五	四七、六〇三	四七、六〇三		五一、二七六
二九七、三八四	一八八、二三九	一、〇六四、四五二	一、〇六四、四五二		一五九、四二二
二五三、九〇八圓	八八四、八四四	一一、四四四圓	一一、四四四圓		六六七、六九七
二四、七八二	六三、八八五				
六、四一〇	六八、一二〇				
三三、三六一	四七、六〇三				
一〇三、九八四	一、〇六四、四五二				
八九二、九八九	一一、四四四圓				
一〇〇、五五〇	五一、二七六				
三三三、七五〇	一五九、四二二				
九二、二八〇	六六七、六九七				
一一八、九六四					
四三八、五一二					

八、商工業 (大正十年中)

商業會社 (株式一八)		工業會社 (株式一一)		工產物	
資本金	拂込金	資本金	拂込金	清酒	瓦
一、九二一、〇〇〇圓	七一九、七二五圓	三、六七九、〇〇〇圓	一、一三三、二五〇圓	八、二二三石	三四、五八四、七三〇個
二二三	四二、八五五圓	一〇二、四〇六圓	一〇二、四〇六圓	二、〇五九、六二七	四、七九二石
		六五七、八四〇圓	六五七、八四〇圓	一四三、七六〇	二六八、二七二貫
		一一	一一	二四一、一三八	?
		八四五、三九〇	八四五、三九〇		

計	其ノ他	煉乳	胡麻油
?	?	八九一、六二二磅	二、五三〇石
淡路葡萄酒醸造株式會社	著名工場	淡陶株式會社	全 福良分工場
七	三三	二七六	一九〇
平瀬製油株式會社	藤井煉乳所	從業人員	全 陶器
三三	二二	二七六	六二二、八二一圓
淡路葡萄酒醸造株式會社	淡路葡萄酒醸造株式會社	煉乳	三七七、一七八
七	七	胡麻油	四二〇、二六六
		葡萄酒	一五八、四〇〇
			二二、五五七

九、生産物總價格 (大正十一年一月一日現在)

農産	五、四七九、三五四圓
水産	一、七四三、五九二

生産物總價格

工産	五、二五四、六二六
林産	五二二、三〇八
計	一二、九九九、八八〇
農家一戸當	七六四圓〇九九厘
漁家一戸當	一、五七五、〇六〇
工業者一戸當	四、九八五、四一〇
現在戸數一戸當	一、〇二七、八二一
現在人口一人當	一八〇、六九四

一〇、勸業團體 (大正十一年四月一日現在)

種類	數	會員數	大正十一年度豫算
郡農會	一	一九人	五、〇五〇圓
町村農會	一九	七、五六二	九、四六七
郡畜産組合	一	六、八〇八	一〇、三一五

郡水産會	一	一、一四八
漁業組合	七	一、一四八
淡路酒造組合		三原郡醬油組合
淡路産紙同業組合		三原郡牛馬商組合
三原郡水車業組合		三原郡素麵同業組合
三原郡瓦製造組合		淡路嚙苞同業組合
淡路クレー同業組合		

一一、交通 (大正十一年四月一日現在)

國道	四里三四町五二間
縣道	一三、二六、五四
郡道	二二、七、九
町村道	五二、七、三六
港灣	七(福良港 淡港 沼島港 丸山港 阿萬港 津井港 阿那賀港)

船舶	日本型帆船	一七六艘	西洋型帆船	一二三艘	
人力車	一四二	自動車	七	馬車	八
自轉車	五、九七八	牛馬車	五二三	荷車	四、四一〇
雜車	三一	計	一一、一〇八		
郵便局	九(市 福良 淡 阿萬 灘 沼島 廣田 榎列 賀集)				

一二、社寺及衛生 (大正十一年十月末日現在)

縣社	一	郷社	一二	村社	一〇三
無格社	一四七	計	二六三		
社司	一〇	社掌	一〇		
寺院	七六	佛堂	六五	庵	四三
計	一八四				
住職	六六				
教會	三六				

衛生組合	二〇	隔離病舎	一九
醫師其ノ他	二六	藥劑師	五
看護婦	一一	產婆	一六
鍼灸術及按摩	一六七		

一三、學事教育 (大正十一年四月末現在)

學齡兒童	就學	六、八九三人	男	六、六一一人	女	計
不就學	計	三〇		三三		六三
就學歩合	百人中	六、九二三		六、六四四		一三、五六七
小學校數	尋常小學校	九九、五七		九九、五〇		九九、五四
	尋常高等小學校	二〇		分教場		一

編成種別	尋常	高等	計
普通教授	一二三二	四三	一六五
學級	七六	〇	七六
計	一九八	四三	二四一
兒童	尋常	女	計
尋常	五、三一五人	五、〇五八人	一〇、三七三人
高等	一、〇九七	六八四	一、七八一
計	六、四二二	五、七四二	一二、一五四
出席歩合	百人中	尋常	九三人七二
		高等	九四人九一
大正十一年度町村小學校教育費豫算	經常費	二〇〇、三九六圓	
	臨時費	四、一〇二	
	計	二〇四、四九八	
町村費總額ニ對スル小學校費歩合(百圓ニ付)		四七圓四四〇	
町村小學校費一戸平均負擔額		一六、一六八	
町村小學校費學齡兒童一人當要費額		一五、〇七三	

實業補習學校	一九	學級	九六
實業補習學校生徒	二、〇四二人	專任	三人
計	八二九	兼任	一二四
男	二、八七一	計	一二七
女	二、八七一	特別團員	二、一六七人
青年團	二二	正團員	二、五七六八
處女會	五	會員	四二〇人
私立三原郡教育會	會員數	基金	四二八人
大正十一年度豫算	二、一四二圓		一、〇三八

一四、報國團體及議會 (大正十一年十月末日現在)

日本赤十字社員	特別社員	三人	終身社員	一、四五一人
正社員	九〇五	計	二、三五九	
愛國婦人會員	特別會員	七人	計	一、〇三三
通常會員	一、〇二六			

武德會員	特別會員	一四二人	正會員	四、三三七人
贊助會員	一五一	計	四、六三〇	
海員救濟會員	二二人	衆議院議員選舉有權者	四、五一四人	
衆議院議員(津名三原)	二	縣會議員選舉有權者	八、三八四	
縣會議員	二二三	郡會議員選舉有權者	三、九三二	
郡會議員	二六六	町村會議員選舉有權者	八、一六四	
町村會議員				

一五、財政 (大正十一年三月末日現在)

郡有財產	土地價格	三、七六九圓
建物價格	九、一八六	
有價證券及現金	一四、九八二	
町村基本財產	土地價格	二九二、六二四
有價證券及現金	一四三、八九〇	

學校基本財産 土地價格
有價證券及現金

入

出

雜收入 一〇二圓

會議費 二、二四〇圓

各町村分賦額 五三、九七九

土木費 二四、二八四

大正十一年度 繰越金 三、五七七

產業費 八三〇

郡費豫算 縣費補助 五、五九二

諸稅負擔 二、九三七

其ノ他 四、三五一

補助費 二七、九七六

計 六七、六〇一

計 九、三七〇

入

出

町村稅 三五六、三八四圓

役場費 八四、八三八圓

財產收入 三、九三〇

會議費 四、八一

使用料及手數料 八、一〇五

土木費 一六、九一四

下渡金及交付金 一、八七〇

教育費 二二〇、六〇六

大正十一年度 町村費豫算

補助金	一四、四二二
其ノ他	二九、四三五
計	三

衛生費	九、七四九
勸業費	八、一五一
諸稅負擔	五二、八一五
補助金	一一、七七三
其ノ他	三一、四〇六
計	四三一、〇六三

一六、負

擔 (大正十一年度豫算)

直接國稅附加稅	八〇、六七四圓
地租附加稅	六七、八三一
國稅營業稅附加稅	七、六〇〇
所得稅附加稅	五、二一九
賣藥營業稅附加稅	六
鑛業稅附加稅	一八
町村稅	二七三、四五九
直接縣稅附加稅	

計	四三一、〇六三
---	---------

縣		總計		現住戶數一戸平均町村稅額		現住人口一人平均町村稅額	
戶數割	附加稅	戶數割	附加稅	地租割	營業稅	營業稅附加稅	所得稅附加稅
二四二、五五一		六、九四二		一、六〇〇		七二二、七六八	
六、九四二		二、二五二		二八圓一七七		二八圓一七七	
二、二五二		六五二		四、九五四		四、九五四	
六五二		一、六〇〇		一四九、〇八七圓		一四九、〇八七圓	
一、六〇〇		二、二五二		一二、一二一		一二、一二一	
二、二五二		四六、八二〇		四六、八二〇		四六、八二〇	
四六、八二〇		八、一五五		八、一五五		八、一五五	
八、一五五		二、五五一		二、五五一		二、五五一	
二、五五一		四九		四九		四九	

戶數割		總計		現住戶數一戸平均縣稅額		現住人口一人平均縣稅額	
戶數割	附加稅	戶數割	附加稅	營業稅附加稅	所得稅附加稅	營業稅附加稅	所得稅附加稅
五五、三二九		二七四、一一五		二七四、一一五		二七四、一一五	
二七四、一一五		二、一四六七三		二、一四六七三		二、一四六七三	
二、一四六七三		三、八一〇		三、八一〇		三、八一〇	

(本表大正十一年度調査額)

一七、國寶及名勝舊蹟

國寶		名勝舊蹟	
名稱	數量	名稱	數量
木像釋迦如來座像	一軀	八木村國分寺	
木像藥師如來之像	一軀	八木村成相寺	
木像大日如來座像	一軀	賀集村護國寺	
鳴門海峽 (福良町)		烟島 (福良町)	
八幡 (賀集村)		吹上濱 (阿萬村)	
沼島 (沼島村)		成相溪 (八木村)	

名勝舊蹟

感應堂	(松帆村)
自凝島	(榎列村)
先山	(加茂村)
淳仁天皇御陵	(賀集村)
大和國魂神社	(榎列村)

慶野松原	(松帆村)
鮎屋瀧	(廣田村)
産ノ宮	(松帆村)
國分寺	(八木村)
踰雷羽山	(灘村)

後序

本書はもと郡の事業として編纂せんとし、當初兩郡長より編纂委員十一名の囑託を見たり。然るに委員の多くは御駐輦地に於ける小學校長たるの故を以て、地理及公務の關係上屢會合するの便宜を得ず。乃ち委員の代表者として兩郡視學之に當り別に執筆の専務者を囑託することとなしたれども、漸く期年にして諾を與へたる専務者は完成を告げずして他に轉任し、適々後繼者を得たるも前任者と意見を異にせる處ありて、其所信を一貫し得ざるのみならず、代表委員たる郡視學亦屢々交迭して専心之に當るの暇なし。此の如き事情の下に尙完成を急ぎつゝありたるも、會々郡衙の廢止に會ひて又之を促すものなく荏苒以て

今日に至れり。願ふに行啓の盛儀は一般島民の今尙記憶に新たなる所にして、本書の使命たるや其必要を寧遠き將來に期すべきものなりと雖も、漫に愼慮謹撰に名を籍りて公刊を躊躇すべきにあらず。而して稿を脱するの曉これを兩郡教育會に於て出版するの約あるに鑑み、余等亦負ふべき責あるを思ふ。乃ち最初の代表委員たりし松下増平稻垣伊作の兩氏を促して最後の加筆を囑し以て鉛槧に附す。希くば温故知新の資報本反始の料とせられんことを一言卷末に誌すと云爾。

昭和五年明治天皇祭の日

津名郡教育會長 片平茂市郎
三原郡教育會長 古東英一

昭和五年十月二十日印刷
昭和五年十月三十日發行

非賣品

不許
複製

兵庫縣津名郡洲本町船場町甲四七五番地
印刷者 中村良輔

兵庫縣津名郡洲本町船場町甲四七五番地
印刷所 淡路中央印刷所

編纂兼 津名郡教育會
發行者 三原郡教育會

終

